

業務指示書

ミャンマー国ヤンゴン都市圏開発の課題整理のための情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月22日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市管理／都市開発管理法制度】

- 1) 類似業務の経験：都市管理/都市開発管理法制度
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地区計画】

- 1) 類似業務の経験：地区計画
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2016年7月1日 12時
- (2) 場所：JICA本部 1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

第2 6.(3)都市災害の現状・課題の分析 1) 地震「ミャンマー建築物の耐震性向上に関する調査・診断業務」、6(4)、7.(10) パイロット事業の企画・実施にかかる支援業務

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。

(MNK1 = 0.09473 円 , US\$1 = 110.333 円 , EUR1 = 122.60 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市計画

都市管理／都市開発管理法制度

地区計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.37 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月20日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式»調達ガイドライン コンサルタント等の調達»コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式»様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ミャンマー国ヤンゴン都市圏開発の課題整理のための情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市管理／都市開発管理法制度	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地区計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ミャンマー国の旧首都ヤンゴンは、その都市圏（Greater Yangon）に人口約621万人（2011年）を抱えるミャンマー国最大の商業都市であるが、長期にわたる経済制裁による投資や技術支援の制約によって、都市生活を支える社会基盤インフラは老朽化が進み、人口増加による開発圧力と相まって、健全な都市開発を進めるまでのボトルネックとなっている。

かかる状況の下、国際協力機構（以下、「JICA」という）は、2012年にヤンゴン市開発委員会（Yangon City Development Committee : YCDC）をカウンターパートとして、都市圏の開発を効率的に進めるための中心的計画となる都市開発計画の策定を支援するため、「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」（以下、「前回調査」という）を実施した。前回調査は2つのフェーズから成り、フェーズ1では2040年を目標年次とする「ヤンゴン都市圏開発マスター・プラン」（以下「SUDP」という）を、フェーズ2ではYCDCを対象に、SUDPに基づくケーススタディを通じた能力開発・技術支援を実施した。

前回調査の終了後、ヤンゴン地域政府（以下、「YRG」と言う）は、SUDPをもとに都市開発を進めて行く方針を閣議決定し、SUDPを積極的に活用する意向を示した。

2013年からは、ミャンマー側のSUDPに対する積極的な取組みを後押しするため、YCDCの行政能力及び調整能力の向上等を目的としたヤンゴン都市圏開発アドバイザー（個別専門家）がYCDCに派遣され、現在も活動を継続中である（派遣の終了時期：2016年12月）。

一方で、2013年のSUDP策定以降現在までの3年間の間に、ヤンゴン都市圏を中心に都市部への外国投資が年率約3～5倍のペースで急増している（12年～13年：約14億ドル、13年～14年：41億ドル、14年～15年：約70億ドル）。そのうち、製造業に次いで、運輸・通信（12年～13年：約1億ドル未満→13年～14年：約11億ドル）、不動産（約1億ドル未満→4億ドル）¹の投資が目立っており、都市開発セクターにおける外国投資事業が急速に進んでいる。

このようなヤンゴン都市圏での活発な都市開発事業の進展により、YCDCの規制・管理の及ばないところで進む大規模開発によって、SUDPで掲げた「平和で愛される緑と黄金の都市」からは離れた、不均衡な都市開発が助長される懸念がある。

2016年4月に樹立されたミャンマー新政権は、ヤンゴン都市圏、特に政治・商業・文化・観光の中心である中心業務地区（以下、「CBD」という）、CBDに隣接する地区（例えば、CBD南部のヤンゴン河と接するウォーターフロント地区等）については、きめ細かい都市開発管理が必要であるという認識を強く持っている。

以上より、SUDP策定以後のヤンゴン都市圏での状況の変化、新政権の意向を踏まえ、必要な補足調査を行った上で、SUDPの更新を行い、今後の対応策を検討するため情報収集・課題整理を行うことを目的とする調査を行う。

2. 調査の目的

本調査は、SUDP策定以後、検討・制定されている都市開発関連法・計画、急速に進展している大規模都市開発事業並びにそれに伴う景観・居住環境への影響等をレビューした上で、新政権の関心事項を踏まえて、今後のヤンゴン都市圏開発の方向性や施設計画、都市開発管理のありかたを検討することを目的として、各種情報の収集と分析を行う。

3. 調査対象地域

(1) 業務対象地域

ヤンゴン都市圏（前回調査と同様の調査対象地域（計 1,535k m²）

但し、SUDP策定以降、都市開発区域が拡大している（例えば、バゴ市等の近接都市での活発な都市開発の動き）という情報もあるため、現地調査の上、変更の必要性がある場合は、C/P機関

¹出典：ミャンマー国家計画経済開発省投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration : DICA）、2015年

及び JICA と協議の上、対象地域を再度設定する。

4. 相手国関係機関

本調査のカウンターパート機関は、YCDC であるが、YRG、建設省 (Ministry of Construction : MOC) の他、関連省庁、関連機関とも密に連携する必要がある。

5. 調査の範囲

コンサルタントは、2016 年 5 月に YCDC 及び JICA との間で署名された協議議事録 (Minute of Meeting: M/M) に基づき、本調査における「2. 調査の目的」を達成するために「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、「7. 業務の内容」に示す事項を実施し、「8. 成果品」に基づき進捗状況に応じて報告書作成し、JICA 及び相手国関係機関に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 業務実施上の留意事項

(1) SUDP 見直しの視点

本調査では、2013 年に提言した SUDP の分析結果及び提言を最大限活用しつつ、以下の視点から必要な見直しを行う。SUDP の見直しを行うにあたっては、以下の点に留意する。

1) SUDP 策定以後の変化

都市計画・開発に関する新規法制度による影響、著しい経済成長に伴う 3 年前に想定していなかった開発計画・事業による影響を把握する。

2) 都市開発規制・管理メカニズム

ヤンゴン市開発法等により、ヤンゴン都市圏の都市開発規制・管理メカニズムが規定されている一方で、近年の大規模な開発事業は必ずしもそれらに則って行われている訳ではない。これは、許認可官庁の執行能力に加えて、法令規定等が、現状の都市開発の規模や形態、スキーム合致しなくなっていること、適切な運用が出来るような細則が定められていないこと、関連する法令間の調整が必ずしも明確になっていないこと等が要因と考えられる。既に実施中の「ミャンマー国地方都市開発計画整備にかかる情報収集・確認調査」でのレビュー結果等を踏まえて、調和のとれた都市開発を実現していくために必要な法令、規制、運用体制の在り方を検討する。

3) 新政権の関心事項及びヤンゴンが直面する都市開発上の重要な課題

(ア) ヤンゴン首都圏のあるべき開発哲学： SUDP で提言されている開発ビジョンは、民主化が進むミャンマーの平和と、市民から愛されるヤンゴンの都市像を目標に据え、緑の豊かさとヤンゴンのアイデンティティである美しい黄金に輝くシュエダゴン・パゴダが調和する、「Peaceful and Beloved Yangon - The City of Green and Gold」である。これを実現するために、「国際ハブ都市」、「快適都市」、「インフラ充実都市」、「良好なガバナンス都市」が 4 本柱として掲げられている。これを実現するため、空間配置計画としての「都市構造」と個別セクター開発戦略としての「セクタービジョン」が提案されている。本調査においては、この開発ビジョンや戦略の基本構造は踏襲することを想定している。但し、SUDP 策定時からの変化や新政権の政治哲学、政策（例：都市開発・街づくりにおける基本概念（計画・執行における意思決定プロセス、地方分権、開発規制等の管理手法公民役割分担、開発と保全のバランス等について関係者との対話を通じて確認し、一部改定の必要性、妥当性があると判断される場合には改定を検討する。

(イ) 拡大する都市化区域の扱いと都市構造の在り方： YCDC によれば、SUDP 策定後、公・民開発業者等によるヤンゴン郊外におけるニュータウン開発が活発化しており、これらエリアにおける適切な計画・規制と社会サービスを行うことが急務となっている由。例として、ダラ地区、トゥワンテ地区等における開発計画があるが、エリアの開発ポテンシャル、社会サービス・交通・環境社会への影響、災害対策等多様な側面からの検討が必ずしも十分になされないままに計画が進行している。他ドナーによる交通インフラを含む開発計画の中には、全体的な都市計画や土地利用計画・規制との整合に留意が必要な事案も見られる。本調査では、市街地拡大のトレンド、進行中の各種都市開発計画やタウンシップにおける開発事業、都市・交通インフラ整備等を踏まえて、ヤンゴン都市圏の都市構造、開発優先

エリア、土地利用計画・規制等の優先順位や概略計画の見直しを必要に応じて行う。

- (ウ) 人に優しい人間中心の都市開発： 経済の急成長の帰結として、大規模開発プロジェクトや自動車数増加に伴う都心部への交通流入が急増している。新政権からは緑地や公園整備、公共交通志向型開発 (Transit Oriented Development : TOD)、低所得者層住宅等人に優しい人間中心の都市開発について提言がなされている。他方で、これら提言が必ずしも明確なメッセージとしてミャンマー政府に認識されていない、実行に移されていない等実効性には課題が残っている。本調査では、これら提言内容は踏襲するものの、更に一步踏み込んで、「人に優しい、人間中心の都市開発」という軸から開発の在り方を検討し各種施策、インフラ計画等に反映させる。また、都市開発統治の仕組みとして、住民・コミュニティ参加の在り方についても併せて検討を行う。
- (エ) 歴史的保全地区における景観・文化財保全、ウォーターフロント地区再開発： 歴史的保全地区およびウォーターフロント再開発については、SUDP にて具体的な提案がなされている。また、ミャンマー政府は、これら地区における保全、再開発に関する詳細な地区計画に相当するものが必要との認識している。政権ハイレベルとの意見交換を通して、対象エリア、基本コンセプト、利害関係、適用すべき制度・規制枠組み、事業メカニズム等の詰めを行い、アクションプランに纏める。
- (オ) 都市災害に対するしなやかさ： ヤンゴンの抱える主たる災害リスクは、特に雨季の排水不良等による浸水、火災、地震の 3 分野である。SUDP では、浸水災害は比較的詳細に検討をしているもののそれ以外については現状分析や提言が十分にはなされていない。都市の持続性を確保するうえで、災害へのしなやかさを確保することの重要性に鑑み、過去の災害履歴や既存都市構造、建築物等から、将来的な被害予想を簡易に行い、災害に強い街づくり実現に向けたアクションプランを提言する。また、当該分野所管官庁とも調整し、これらアクションを適切にフォローするための予算、仕組み及び体制を提案する。
- (カ) 持続可能都市を実現するための効果的な都市開発マネジメント： 大規模開発が急速に事業化されつつある中、上記の法令・規制の枠組みの中で、効果的に都市開発をマネジメントしていくためのメカニズム、仕組みを早急に導入し施行する必要がある。検討の視点として、主に次の 5 つの点に留意する。①法令制度等の適正執行・運用に必要な各種細則・ガイドライン等の整備、②行政・民間を含む関係機関間の明確で適切な権利義務、役割分担の定義、③計画から実施に至る一連の開発プロセスの透明性・説明責任・包摂性を担保するための各種行政手続きの制定、④公益に配慮した再開発や都市施設整備を促進するための各種規制誘導・事業を可能とする財政基盤、事業スキームの整備、⑤これらを実現するための社会総体としての能力開発を推進するため、各施策間の整合性や相乗効果を勘案した上で、必要な措置を政策パッケージのとりまとめ。その際には、日本とミャンマーとの間の政策対話や将来的な開発政策借款 (Development Policy Loan : DPL)への活用可能性も想定し、都市開発分野におけるミャンマー政府、開発パートナー及び日本政府・民間等の動向も考慮して検討を進める。

(2) 関連調査、専門家等との連携、協働

本調査を効率的・効果的に進めるために、関連する以下の調査団、専門家等との間で情報共有・活用及び意見交換・調整を行う。

- 1) ミャンマー国都市再開発手法にかかる情報収集・確認調査（実施中/JICA）
- 2) ミャンマー国地方都市開発計画整備にかかる情報収集・確認調査（実施中/JICA）
- 3) ヤンゴン都市開発アドバイザー (YCDC)
- 4) ヤンゴン市水供給・衛生アドバイザー (YCDC)
- 5) 都市交通政策アドバイザー（運輸・通信省）
- 6) 住宅政策アドバイザー（建設省）
- 7) 運輸交通政策アドバイザー（運輸・通信省、ミャンマー港湾公社）
- 8) 投資振興アドバイザー（計画・財務省）
- 9) ヤンゴン都市交通整備プログラム形成準備調査（2016 年 6 月下旬より実施予定/JICA）

上記の調査のうち、特に「ヤンゴン都市交通整備プログラム形成準備調査（以下「YUTRA②」）」については、以前策定したヤンゴン総合都市交通マスター・プラン（YUTRA）のレビューを行うと共に、ヤンゴン都市鉄道（UMRT）の整備に必要な事業計画を明確化するものである。本業務で調査を進める過程で、都市交通に関する事項も扱う可能性があるが、基本的にはYUTRA②により対応することとなる。同調査との間で情報共有、意見交換を密に行い、提案内容の整合性を確保するよう努める。また、開発プロジェクトや都市再開発制度については、「ヤンゴン都市圏再開発のための情報収集・確認調査」やJICA専門家等により収集済みのデータを活用することとし、本調査での追加調査は必要最低限に抑える。更に、日本政府で実施中の各種調査及び対話枠組み等での議論も網羅的に把握し、これらとの情報・意見交換等必要な協力をすることとする。

（3）都市災害の現状・課題の分析

1) 地震

対象地域（特にCBD）の建築物は、19世紀後半から20世紀前半に建造されたものが多く、適切なメンテナンスが実施されていないものも少なくない。一方で、ヤンゴン都市圏は、1930年代に6回の大規模地震が発生しており、その後80年以上大規模な地震は発生していないものの、大規模震災のポテンシャルを有している。

本調査では、対象地域における所定の建築物の構造安全性について調査を行う。具体的には、ミャンマーにおける耐震基準等の制度運用面での実態把握、対象地域における既存建築物の構造・施工品質に関する実地調査（耐震性評価）を行う。調査項目の詳細については、別紙「ミャンマー建築物の耐震性向上に関する調査・診断業務」に示す。また、当該調査は3百万円以下の再委託による調査を想定しており、必要経費3百万円を上限として、別見積りとすること。

2) 火災

対象地域に建つ集合住宅の多くは共有壁で連結、もしくは非常に狭い間隔で建っており、火災が発生した場合は、延焼の危険性が高い。最近も対象地域における火災の発生が報告されている。火災発生時に延焼を抑制する不燃化対策、避難経路の確保、消防車の進入経路等、現状の災害リスクを調査し、必要な取組を提案するものとする。

3) 浸水

ヤンゴン市では、排水システムの問題から、頻繁な浸水被害と水路・河川水質の悪化に悩まされていることが明らかになっている。下水処理場はあるものの、容量の制約から、生活排水等はほとんど処理されずに水路等に放出されているため、河川の水質汚濁が深刻な状況にある。家庭における污水処理施設としてセプティクタンクも活用されているが、泥引き抜き等が適切に行われていないため、必ずしも有効に機能していない。これを改善するため、SUDPでは、雨水排水及び下水収集・処理システムの整備、制度組織強化が提言されている。本業務では、その基本方針は引き継ぎつつ、都市防災の観点から優先的に取るべき措置を検討する。具体的には、過去のデータ等をベースにした浸水エリア、被害の特定、原因分析、制度及び技術面での対応策について提案する。

（4）パイロットプロジェクト

対象地域には、シュエダゴン・パゴダ等の宗教施設、英領時代の旧官公庁舎等の歴史的建造物から成る魅力ある都市景観が存在している。YCDCは市内にある189の歴史的建造物を、宗教・文化省は16のパゴダ（仏塔）を保全対象サイトとして指定し、歴史的建造物を修復保存し、将来の世代へと残すための努力をしている。また、NGOヤンゴンヘリテージ財団（YHT）は、歴史的建造物の保存に対する理解を促進するための市民向け啓蒙活動をしている他、文化遺産保存のための戦略ペーパーを準備している。本業務では、街並み・景観保全事業の計画実施能力の向上及びステークホルダーの理解促進、地域コミュニティによる活動促進を目的として、パイロット事業を実施する。その際には、特にYHTの戦略ペーパー及び策定されるCBDの地区計画結果との整合性に留意する。予算や期間上の制約に鑑み、ソフト・ハード

面を効果的に組み合わせる。また、歴史的保全地区の景観・雰囲気の価値をコミュニティ構成員自身が再確認できるよう、住民参加の要素を含めるよう留意する。現政権は、目に見える短期的成果を求めており、パイロット事業を企画、実施するに当たっては、事前にミャンマー側、市民等とも意見交換を行い、現地のニーズも十分に把握するものとする。

また、パイロット事業にかかる費用は1,000万円までの再委託を想定しており、必要経費1,000万円を上限として、別見積りとする。

(5) マネジメント上の留意事項

1) ミャンマー新政権への対応

2016年4月に発足した新政権は、「100日計画」を掲げ、8月頃を目途に国民に対し一定の成果を見せることを目指している。

本調査では、SUDPの成果を最大限活用しつつ、上記見直しの視点の分析、検討結果をタイミングよくかつ付加価値を分かりやすくプレゼンテーションすることに留意する。プログレスレポートのタイミングは、本指示書にて暫定的に設定しているが、業務開始後C/P等関係者と協議し柔軟に対応する。また、実施機関及び関係機関に加えて、政府高官等の問題意識や意向を確認しつつ、検討を進めるものとする。

2) 本調査の意思決定・調整メカニズム

(ア) ステアリングコミッティの設立

日本側及びミャンマー側にて、本調査の進捗をモニタリングし、各成果を承認するためにステアリングコミッティ(SC)を設立する。SCの議長はYCDC、主たるメンバーは、ヤンゴン地域政府(YRG)、建設省(MOC)、その他関連庁及び関連機関を想定している。YRG及びMOCは、計画承認プロセスや制度面で重要な役割を果たすため、主体的関与が得られるよう必要な働きかけを行う。

(イ) 承認プロセスの円滑化

本調査の提案が可及的速やかに正式に承認され実行されるようミャンマー政府の承認プロセスを分析の上、関係機関への説明、連絡調整、進捗及び成果品管理を行う。

(ウ) 各種会議の記録、進め方

コンサルタントは、JICAの指示に従い、本調査に関連して開催される各種国内会議、現地会議への出席、会議資料及び議事録の作成・提出を行うものとする。なお、会議を円滑に進めるため、視聴覚機材の活用を図り、問題点・方針の要点を明瞭かつ簡潔にまとめること。

(エ) 日本及びイギリスの都市開発の知見・経験の活用

本調査の実施に際しては、日本及び、ミャンマーの旧宗主国としてヤンゴンの都市計画・都市開発に携わったイギリス双方の都市開発経験の活用を念頭においていた調査団を構成するものとする。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

(1) 業務実施計画の策定及びインセプション・レポートの説明・協議

(ア) 業務実施計画及びインセプション・レポート

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。また、インセプション・レポート(案)を作成し、内容に関しJICAの承認を得る。

(イ) 業務実施体制の構築

本調査の主要な関係者とのSCの実施、調査を協働して行うためのC/Pの適切な配置等について、C/P機関と調整を行う。

(ウ) インセプション・レポートの協議

C/P機関並びに関係機関とインセプション・レポートの協議を実施する。本調査のアブ

トプット、インプット、実施方法、実施体制等、本調査の概要を共有する。

(2) 既存都市開発関連制度・計画及び事業の現状・課題の把握

1) 都市開発分野の関連法・関連計画

SUDP 策定以降に検討・制定されている、都市開発分野の関連法・計画等について、SUDP 及び 6. で言及した実施中の調査等から入手可能な情報を整理した上で、不足する分について分現状及び課題を分析する。例えば、成立した「コンドミニアム法」、成立予定の「都市・地域開発計画法」「建築基準法」、「国家住宅開発法」等について、制定・施行・運用状況を把握し、これら法令等が所定の目的を果たすために必要な改善点について提言する。また、見直された改正 SUDP が法的に明確に位置づけられるため必要な措置を確認する。

2) 大規模都市開発事業

SUDP 策定以降、対象地域において、国内外事業者による大規模都市開発事業が進行中である。SUDP 及び 6. で言及した実施中の調査等から入手可能な情報を整理した上で、不足する分について現地踏査等を行い、以下に例示するような、現状把握並びに土地使用権の取得や既存住民への補償システム、行政による許認可等開発プロセスに関する課題抽出を行う。

(ア) 都市開発事業（公共・民間・ドナー等）の状況

(イ) 都市開発事業の計画、実施における法令・制度・手続き面の課題

3) SUDP が都市開発に与えた効果に関する評価

SUDP 策定後、ミャンマー側でどのように活用されたかにつき、提案事業の実施状況、提案内容と現状の都市開発事業、制度組織等との整合性等からレビューを行い、効果及び課題を分析する。その教訓を踏まえて、SUDP レビュー作業の方針、スコープ、策定過程、運用体制等について提言を行う。

(3) プログレス・レポート 1

これまでの調査結果及び以下 (4) ~ (6) の基本方針案等をプログレス・レポート 1 としてまとめる。SC 等を通して関係者との協議を行い、内容につき合意を得る。

(4) 都市開発の枠組みレビュー

- 1) SUDP にて提言されている、都市開発ビジョン及び都市構造については、策定過程で相当丁寧な合意形成を経てセットされている。6. にあるとおり、基本は SUDP のものを尊重するが、妥当性、適切性についてレビューを行い、必要に応じて前回同様の合意形成プロセスを経て改定を検討する。都市構造は、別途実施予定の YUTRA2 による提言との整合に留意する。社会経済フレームは、当時の想定と大幅に変わっていないため、基本的には SUDP の枠組みを踏襲する。
- 2) これら以外で都市開発方針を規定するものとして提案されていた、4 本の柱、セクタービジョン、社会基盤インフラ開発戦略、能力開発戦略については、上記 6. 及び SUDP には含まれなかった対象地域、新たに詳細な検討の視点として加わった事項（都市防災等）を踏まえて必要に応じて改定を行う。

(5) 都市開発マスターplanのレビュー

- 1) SUDP で提言されている都市開発・管理、住居環境、社会サービス、都市景観及び公園緑地に関する開発方針、目標、指標、戦略について、前段までの検討結果を踏まえて妥当性を検証し、必要に応じて改定を行う。なお、持続可能で調和の取れた魅力ある都市開発を促進するため、本調査では、これらの中で特に、都市開発・管理、都市景観についてより詳細な戦略を提言する。
- 2) 歴史的建造物については、YCDC、宗教・文化省及び YHT が指定した CBD 内の歴史的建造物の基本情報の整理、YHT による文化遺跡保護に関する戦略ペーパーのレビューを行う。戦略ペーパーは、記載内容の妥当性、政策効果等を検証し、歴史的建築物の保存のための今後の必要な取組み（制度面、執行面）を提案する。また、(10) で示すパイロット事業の方向

性について併せて検討する。

- 3) 土地利用計画に関しては、SUDP でカバーされていなかった区域において新規に検討を行う。併せて、土地利用規制の実効性を高めるための制度及びアクションについて、SUDP での提言と現行法令及び施行状況、開発事業の実態とを比較し、有効な対策について提言する。

(6) 社会基盤インフラ整備戦略のレビュー

- 1) 前段までの見直し結果を踏まえて、SUDPでの開発方針、指標、開発計画等の妥当性を検証し必要に応じて見直し・詳細な提案を行う。
- 2) 見直しの視点として挙げられている都市防災については、例えば下水道・雨水排水のように個別セクターとして提言されているものもあるが、都市防災というフレームでは分析されていない。このため、6. の留意事項を考慮し、まずは、都市全体として災害へのしなやかさを強化するために改善が必要な課題を整理した上で、地震、火災、浸水について重点的に検討する。都市計画との関連づけが必要な事項、例えば、災害時緊急輸送道路、防火地域等は、都市計画枠組みへの反映を適切に行う。地震については、前回調査で十分に調査しきれておらず、かつミャンマー政府ハイレベルの関心も高いことから、別紙「ミャンマー建築物の耐震性向上にかかる調査・診断業務」を行う。

(7) プログレス・レポート 2

これまでの調査結果をプログレス・レポート 2 としてまとめる。SC 等を通して関係者との協議を行い、内容につき合意を得る。

(8) CBDにおける地区計画の策定

SUDPのフェーズ2で提言しているCBDにおけるスーレ・パゴダ沿道地区及び中央エリア遺産地区、旧総務省周辺遺産地区における地区計画案について、前段までの検討結果、重点事項等を踏まえて、詳細な地区計画を策定する。計画策定に当たっては、特に、YHTの戦略ペーパーとの連携に留意するとともに、行政・規制当局、開発事業者、地権者、住民との対話・参加を確保し、協議・調整体制を整える。事業化計画及びアクションプランを策定し、優先事業については(10)で示すパイロットプロジェクトにて実施する。

(9) ウォーターフロント開発計画

ヤンゴン河に面する CBD 南側は、本来ヤンゴンにおいても歴史的建造物が多く集まる魅力あふれる美しいエリアであったが、現在は産業道路に加え、港湾施設が集積しており、景観及びアメニティの面で本来 CBD が有するポテンシャルを著しく損なう状況となっている。本調査では、YCDC 及びミャンマー港湾公社等関係機関とも調整しつつ、既存の歴史的建造物や赤レンガ倉庫等を活用した憩いの場としてのウォーターフロント実現に向けた地区計画を策定する。また、YCDC 等ミャンマー政府が今後責任を持って事業化していくよう、事業化に向けた課題やタイムラインを明らかにし、アクションプランとして整理し合意を得る。

(10) パイロットプロジェクトの計画、実施、評価

- 1) 6. 留意事項及び上記(8)に基づき、YCDC 主導の下、パイロットプロジェクトを実施する。内容、対象地、スケジュールに関しては以下を予定しているが、ミャンマー側関係者及び JICA と協議・調整した上で決定する。パイロットプロジェクトの計画、実施に当たっての手順、留意事項等は別途マニュアルとしてまとめ、今後ミャンマー側が独自で継続できるよう能力開発を行う。パイロットプロジェクトの効果（入込客数、経済効果、住民・参加者意識等）はベースデータと比較し、評価レポートとしてまとめる。
- 2) スケジュールは、2016 年 9~12 月頃を想定する。

(11) 都市開発管理に関する能力開発

- 1) 前段までの検討結果を踏まえて、キャパシティアセスメントを実施し、SUDPにて提案さ

れている能力開発計画の妥当性を検証する。また、あるべき能力と現状との整合性をレビューし、課題及び改善策について政策的優先事項を考慮した上で提案する。

- 2) 都市計画に基づき、都市再開発やインフラ整備等を円滑に実施していくためには、事業者に対する規制・インセンティブに加え、公共施設投資や用地取得、区画整理等に必要となる資金確保が重要となる。SUDPでは、都市経営・運営に関する財政、税制ツールに関する検討は行われなかった。また、PPPでの事業化が提案されたが、官民役割分担、適用制度に関する検討は限定的である。本調査では、SUDPでの提案を補完し都市開発管理能力を包括的に強化する観点から、これらについての提言を行う。また、今後政策対話やDPL等での活用の可能性を想定し、優先度、緊急度の高いものについては、施策そのものの効果に加えて、上位政策へのインパクトについても分析する。
- 3) なお、SUDPでは個別能力開発事項がキーワード程度でしか表記されていなかったことから、優先度の高いものについては、改善すべき制度組織・技術的事項、強化すべき能力の目的や内容、関係者役割分担、外部からの協力の必要性及びその内容等詳細に提案する。

(12) ファイナル・レポート

これまでの調査結果をファイナル・レポートとしてまとめ、SC 等を通して関係者への説明、協議及び合意形成を行う。

(13) 成果報告セミナー及び広報活動

本調査の成果を広く周知することを目的として、ミャンマー国内でセミナー（半日）を一回開催する。出席者は、関係者やステークホルダーをはじめ、マスコミなどを通して広く通知することとする。セミナーの対象者は 100 名程度を想定する。会場費等の必要経費を本見積に含める。また、ホームページ、SNS 等を活用し、広報を効果的に行うとともに、成果は広報用パンフレットとしてまとめる。パンフレット作成費等の必要経費を本見積に含める。

8. 成果品

次の報告書を作成し JICA に提出する。各報告書の C/P 機関への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成し JICA に提出及び説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。その際、各レポートの内容に修正が生じた場合は速やかに対応を図ったうえで、C/P 機関へ提出及び説明を行うものとする。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：業務開始後 20 日以内（2016 年 8 月上旬を想定）

部 数：英文 35 部（うち、ミャンマー政府へ 30 部）、和文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

2) プログレス・レポート 1 (PR/R)

記載事項：調査進捗、都市開発事業の現状・課題、関連法・計画等の調査結果

提出時期：2016 年 8 月下旬

部 数：英文 35 部（うち、ミャンマー政府へ 30 部）、和文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

3) プログレス・レポート 2 (PR/R)

記載事項：調査進捗、都市開発事業の現状・課題、関連法・計画等の調査結果

提出時期：2016 年 10 月下旬

部 数：英文 35 部（うち、ミャンマー政府へ 30 部）、和文 5 部（簡易製本）

電子データ：上記報告書の PDF

4) ドラフトファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：調査結果の全体成果案

提出時期：2016 年 12 月下旬

- 部 数：英文 35 部（それぞれうち、ミャンマー政府へ各 30 部）、和文 5 部（すべて簡易製本）
電子データ：上記報告書の PDF
- 5) ファイナル・レポート (F/R)
記載事項：調査結果の全体成果
提出時期：2017 年 1 月中旬
部 数：英文 35 部（それぞれうち、ミャンマー政府へ各 30 部）、和文 5 部（製本）
電子データ：CD-R（英文・和文を格納） 5 部（うちミャンマー政府へ 3 部）

各報告書には、要点を 10 ページ程度にまとめた和文及び英文のプレゼンテーション用資料を添付すること。その他、C/P 機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。

(2) その他の提出物

- 1) 議事録等
C/P 機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日程度のうちに JICA に提出すること。
JICA ミャンマー事務所におけるミーティングについても、同様とする。
- 2) 業務計画書
本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。
記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後 10 日以内
部 数：和文 1 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）
- 3) 調査活動業務報告書
JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。
- 4) 広報用資料
本プロジェクトの概要を取りまとめた広報資料 (A4 2-4枚程度及びパワーポイント 1 枚に纏めたもの) を作成し、ファイナル・レポートと併せて機構に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
記載事項（例）：
(ア) 背景・目的
(イ) 対象範囲、対象地域概況
(ウ) プロジェクト成果、提言
- 5) 収集資料
本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。
- 6) 業務実施報告書
ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICA に提出する。
記載事項：
(ア) ファイナル・レポートの概要
(イ) 活動内容（調査）
・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
(ウ) 活動内容（技術移転）
・現地セミナー・研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
(エ) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）
(オ) 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

(カ) 提案した計画の具体化に向けての提言

(キ) 添付資料

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表
- ・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）
- ・会議記録等
- ・収集資料リスト
- ・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3部（簡易製本）

7) その他

上記の提出物のほかに、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプション・レポート及びインテリム・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2016年8月上旬に開始し、2017年1月終了の目途とする。

年月	2016							
	6月 1	7月 2	8月 3	9月 4	10月 5	11月 6	12月 7	1月 8
現地作業								
契約締結・国内準備作業			■					
SUDP 策定後の変化状況の把握			■	■				
都市分野の関連法・関連計画の把握			■	■				
SUDP のアップデート			■	■	■	■	■	
歴史的建造物の基本情報の整理、課題分析、必要な取組への提案			■	■				
パイロットプロジェクトの計画、実施、評価				■	■	■	■	
今後の支援の検討						■	■	
広報・セミナー							■	
国内事後作業								■
レポート			▲ ICR	▲ PR1			▲ PR2	
								▲ DFR
								▲ FR

IC/R：インセプション・レポート、PR/R：プログレス・レポート、DF/R：ドラフトファイナル・レポート、F/R：ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計 約 34M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／都市計画（2号）
- 2) 都市計画・都市開発管理法制度（2号）
- 3) 地区計画（3号）
- 4) 歴史的地区保全／景観計画
- 5) 都市経営／ファイナンス
- 6) 社会基盤インフラ
- 7) 都市防災（防火）
- 8) 都市防災（耐震）
- 9) 都市防災（排水/浸水）
- 10) 組織能力強化／人材育成
- 11) パイロット事業／業務調整

3. 貸与資料

- (1) ミャンマー国都市再開発手法にかかる情報収集・確認調査に係る報告書（プログレス・レポート）
 - (2) ミャンマー国地方都市開発計画整備にかかる情報収集・確認調査（プログレス・レポート）
- ※貸与資料は、社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム（03-5226-8138）より配布します。

4. 調査用機材の調達

本業務において機材調達は想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて調達方法含めて提案すること。なお、必要経費は本見積に含める。

5. 再委託（現地・国内）

現地再委託を想定している以下の項目については、経験・知識を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行い、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、以下の現地再委託については、見積もりには含めず、分けて見積ることとする。

- 6.(3) 都市災害の現状・課題の分析 1) 地震「ミャンマー建築物の耐震性向上に関する調査・診断業務」
- 6(4)、7.(10) パイロット事業の企画・実施にかかる支援業務

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

ミャンマー建築物の耐震性向上に関する調査・診断業務

1. 目的 :

ヤンゴン市の建築物を対象として、代表的な構造種別・形式を有する建築物の例に対する調査・耐震性評価を行うとともに、現地での材料・施工品質を調査する。

その結果を纏めて、別途予定されるヤンゴンでの既存建築物（non-engineered building を除く）の脆弱性判定手法の提示及び現地で適用可能な耐震改修工法の例示業務のための基本資料を用意する。

2. 業務項目 :

- (1) 特定された建築物の調査・検討を行い、耐震性能を評価する。
- (2) 上記建築物を中心に、現地の建設材料の品質、施工品質、経年劣化状況を調査する。

3. 既存建築物の調査と耐震性能評価業務の詳細

- ・ 対象建築物は中層RC造建築物二棟とし、実地調査が可能な建築物で、ミャンマー建設省（以下「MOC」と言う）より設計図書が提供されるものの中から選定される。尚、ここに言う設計図書とは、少なくとも以下のものを含むものとする。
 - 建築の平面と高さ関係が分かる平面図・断面図
 - 使用構造材料の仕様が分かる構造概要説明
 - 各階と基礎の構造部材の配置が分かる伏図
 - 構造部材の形状・寸法と鉄筋の寸法・配置が分かる部材断面表
- ・ 対象建築物の選定は、JICAと協議しつつが行う。コンサルタントは対象建築物について用意された資料が、本業務を遂行する上で充分であることを確認する。
- ・ 耐震性の評価は、原則として日本の耐震診断手法によるものとし、極めて稀な地震に対する人命保護と安全性の評価とする。但し手法の詳細は提供される資料の内容によって必要に応じた修正を加えるものとするが、具体的にはコンサルタントが提案する。
- ・ 耐震性評価の前提として考慮すべき地震動の強さは、東京等の地震活動度との比較を通じて、地域係数に換算して考慮するものとする。現地法令や文献他既往の調査・研究結果に基づくものとし、敷地のハザード解析等は行わない。具体的な数値はコンサルタントが提案する。
- ・ 対象建築物のコンクリートに対して破壊試験（試料採取・圧縮）を実施し、圧縮強度の確認を行う。非破壊試験（シュミットハンマー試験）は状況により、参考として実施するかをコンサルタントが判断する。試験のために必要な機材を日本から持ち込む場合には、JICAに必要な協力を依頼する。
- ・ 以上その他、コンサルタントは対象建物の経年劣化評価のために必要な亀裂発生状況の対物調査を行い、その結果に基づいて適切な経年指標を定める。

4. 材料・施工品質に関する現地調査業務の詳細

- ・ MOCの紹介を得たレディミクストコンクリート工場（一乃至二社）を実地調査し、現在のコンクリートの品質管理状況を確認する。工場の調査立ち入り許可等の手続は、MOCが行うものとする。
- ・ 現地で使用されている一般的な鉄筋の仕様を確認する。必要に応じて現地にて試料を購入し、機械的特性を調べる。
- ・ 強度試験を行うために対象建築物から採取したコンクリート試験体を用いて、中性化深さを測定すると同時に、対象建築物の外観調査を実施する。
- ・ 以上の調査・検討結果より、現地での対象建築物と同様の建築物に関する施工品質と経年劣化状況に関する一般的な状況を推定する。
- ・ 日本国内での耐震改修にあたって採用される各種工法について、ヤンゴンの施工技術現状に照らしての適用性を調査する。

5. 報告書

- ・ 報告書は英文及び和文とする。既存建築物の調査と耐震性能評価業務については、少なくとも以下を含む全ての調査結果と診断計算を記述する。
 - 耐震性評価手法の詳細とその採用理由。
 - 対象建物の耐震性評価の前提となる以下の項目に関する確認方法とその結果。
 - 柱帯筋の形状（図上で確認不能の場合は部分ハツリ出しにより確認）
 - 柱・梁主筋の定着方法
 - 被り厚（必要に応じて部分ハツリ出しにより確認）
 - コンクリートの圧縮強度に関する破壊試験結果。
 - コンクリートの中性化深さに関する測定結果。
 - 経年指標或いはそれに相当するものを設定する根拠となった亀裂状況図。
 - 組積造(煉瓦)壁の配置と立面(開口配置等)を示す図（現地確認結果）。
 - 採用されている組積造(煉瓦)壁の標準詳細に基づく構造性能に及ぼす影響の評価。
 - 耐震診断計算書。
- ・ 材料・施工品質に関する現地調査業務については、全ての項目についての記述に加えて総合的評価も記述する。個別耐震改修工法の適用性の評価については、評価・判断の背景や理由を明記すること。

以上